

平成 2 9 年度事業報告書

自 平成 2 9 年 4 月 1 日

至 平成 3 0 年 3 月 3 1 日



1. はじめに

平成 29 年度においては、「中期経営方針（2016～2020）」に基本方針として掲げる（1）担い手の確保と、そのための経営基盤の強化に取り組んでいる建設産業を組織の総力を挙げて応援する、（2）地域社会になくてはならない建設産業の姿をきちんと伝える取り組みの中で存在感のある役割を果たす、（3）節目といわれる 2020 年以降に見えてくる新しい課題にきちんと対応していけるよう備えを固める、に基づき諸事業の連携を強化するとともに、よりニーズに応えた事業となるよう工夫し、事業活動を行いました。

特に、建設産業における喫緊の課題である「担い手の確保・育成」については、「建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業」及び厚生労働省からの受託事業である「建設労働者緊急育成支援事業」の連携を図りつつ、全国各地の教育訓練等の取り組みが持続的・安定的に実施できる体制を構築することを目標に事業を実施しました。

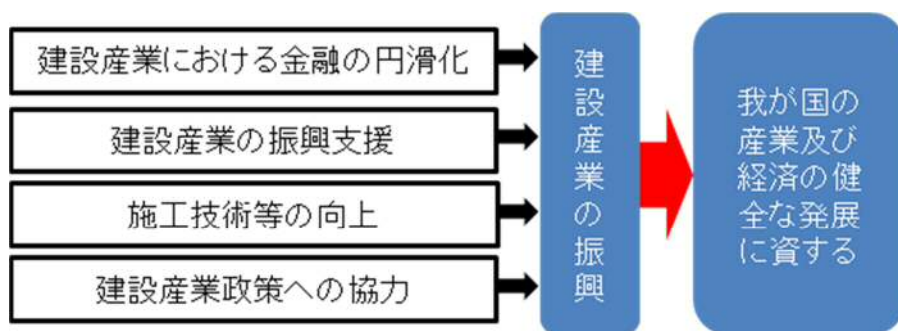
また、建設技能者一人ひとりの就業履歴等を業界統一のルールで蓄積することにより、その能力に合った適切な評価と処遇の改善に繋げていくことを狙いとする「建設キャリアアップシステム」については、今年度（平成 30 年度）からその運用を開始すべく、関係者の理解と協力の下、システムの開発を進めるとともに制度の周知等に取り組みました。

更に、若年者の活躍機会の付与等の観点から技術者制度の見直しが進められる中、「施工管理技術検定試験」においては、「2 級建築施工管理技術検定試験（学科試験）」を新たに年 2 回実施し、また、今年度に予定される「2 級電気工事施工管理技術検定試験（学科試験）」の年 2 回実施に向けた準備等を行いました。

2. 事業の目的と体系

本財団は定款において、建設産業における金融の円滑化、建設産業の振興支援、施工技術の向上等に関する事業を行うとともに、建設産業政策への協力に関する事業を行うことにより建設産業の振興を図り、わが国の産業及び経済の健全な発展に資することを目的に掲げています。

下表は本財団の事業体系であり、次頁以降は平成 29 年度における各事業の報告です。



3. 事業報告

I 建設産業における金融の円滑化

① 下請セーフティネット債務保証(SN1)／地域建設業経営強化融資制度(SN2)	3
② 下請債権保全支援事業	4
③ 共同事業等に必要な資金の借入れに対する債務保証・助成・融資あつせん	5
④ 建設業災害対応金融支援事業	7

II 建設産業の振興支援

(1) 助成事業

⑤ 建設産業活性化助成事業	8
---------------	---

(2) 経営改善

⑥ 建設業経営者の経営力強化(建設業経営者研修)	9
⑦ 建設業経理検定試験・研修	10

(3) 情報化推進

⑧ 電子商取引等の標準化(CI-NET)	12
⑨ 電子商取引の普及推進(CI-NET)	13
⑩ 設計製造情報の標準化推進(C-CADEC)	14

(4) 人材確保・育成

⑪ 建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業	15
⑫ 建設労働者緊急育成支援事業【厚生労働省受託事業】	17
⑬ 建設キャリアアップシステムの開発・運営	18
⑭ 建設産業人材確保・育成推進協議会の運営等	20
⑮ 登録基幹技能者制度推進協議会の運営等	22
⑯ 海外建設技能実習生・外国人建設就労者受入事業	24
⑰ 建設業経理士の支援・育成(登録建設業経理士制度の運営)	25

(5) 調査研究、広報、情報提供等

⑱ 建設産業に係る総合的な調査研究等	26
⑲ 建設業経理に関する調査研究等	27
⑳ 広報誌の発刊及び建設産業に係る情報提供	28
㉑ 連携団体職員合同研修	29

III 施工技術等の向上

⑳ 建築／電気工事施工管理技術検定試験	30
㉓ 監理技術者講習	32
㉔ 建築施工能力の維持・向上支援(建築施工管理 CPD 制度の構築・運用)	33

IV 建設産業政策への協力

㉕ 建設産業生産性向上支援事業【国土交通省受託事業】	34
㉖ 建設業における女性の入職・定着促進事業【国土交通省受託事業】	35
㉗ 中小・中堅建設企業等の建設リカレント教育等支援事業【国土交通省受託事業】	37
㉘ 若年技能者特別講習事業【国土交通省受託事業】	38

I 建設産業における金融の円滑化

- ① 下請セーフティネット債務保証 (SN1) 【担当部：金融・経理支援センター】
 ／地域建設業経営強化融資制度 (SN2) (金融支援担当部)

事業内容

- ・工事請負代金債権の早期資金化を図り、中小・中堅建設業者への資金供給の円滑化を推進する。
- ・事業協同組合等が次の資金を金融機関から借り入れる際に、本財団が債務保証を実施する。
 - ①公共工事の元請負人の運転資金を貸し付けるために必要な資金
(保証期間：1年、保証割合：100%、保証料率0.1%)
 - ②社会全体の効用を高める施設に関する民間工事の元請負人の運転資金を貸し付けるために必要な資金 (保証期間：1年、保証割合：90%、保証料率0.2%)
- ・事業協同組合等に対し次の助成を行う (SN1)。
 - ①出来高査定費用に対する支援として上限25,000円を助成する。
 - ②事業協同組合等が新規に本事業を導入する場合、年1回300,000円を3年間助成する。
 - ③事業協同組合等が事業推進のために要した費用に対する支援として、融資件数に応じて50,000円～300,000円を年1回助成する。

(事業の期限：平成33年3月末)

【平成29年度事業報告】

■ 債務保証等の実績

	平成28年度	平成29年度	前年度比
債務保証枠	171,200百万円	170,500百万円	▲700百万円
融資件数	1,562件	1,506件	▲56件
融資実行額	42,817百万円	41,413百万円	▲1,404百万円

■ 債務保証枠の拡充等を図るため、次の取り組みを実施した。

(1) 主な取り組み

- ① 保証枠の増枠に対するニーズヒアリングの実施と保証枠の増枠への速やかな対応 (37融資事業者訪問)
- ② 未実施の事業協同組合に対する営業活動 (新規開拓活動)
- ③ 融資事業者等との連携による制度未導入の市町村等に対する制度導入依頼活動
- ④ 融資事業者等との連携による本事業の利用促進活動

(2) 成果

- ① 福島県建設業協同組合に対し、保証枠2,500百万円の増額を行った (転貸融資資金保証枠 (P5) 2,500百万円減額見合い)。
- ② 新たに防衛省及び12地方自治体において制度を導入した。

【今後の取り組み等】

- 債務保証枠の拡充及び新規融資事業者の開拓、融資実績の拡大に向けた活動を実施する。

② 下請債権保全支援事業

【担当部：金融・経理支援センター】
(金融支援担当部)

事業内容

- ・下請建設企業等の経営及び雇用の安定と連鎖倒産の防止を図る。
- ・下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金等に係る債権の保全を図るため、当該債権の支払をファクタリング事業者が保証する場合に、下請建設企業等の保証料負担の軽減（保証料割引助成）及び保証債務の履行によるファクタリング事業者のリスク負担の軽減（損失補償）を実施する。

【平成 29 年度事業報告】

■ 債務保証等の実績

	平成 28 年度	平成 29 年度	前年度比
件数	5,741 件	4,758 件	▲ 983 件
保証金額	48,533 百万円	43,030 百万円	▲ 5,503 百万円
利用企業数	520 社 うち、新規利用企業数 73 社	410 社 うち、新規利用企業数 30 社	▲ 110 社
損失補償額	37 百万円	72 百万円	+ 35 百万円

■ 下請建設企業等の経営及び雇用の安定、連鎖倒産防止等を図るため、次の取り組みを実施した。

(1) 主な取り組み

- ① ファクタリング会社訪問、情報交換活動等の実施
- ② 融資事業者訪問（37 事業者）における本事業の周知普及活動の実施
- ③ 専門紙等を通じた周知普及活動の実施
- ④ 県協会等が主催する会議等の場における事業 P R 活動の実施
- ⑤ 発注者が作成するパンフレット等に本制度を掲載
- ⑥ 本事業の延長について国土交通省と協議

(2) 成果

行政改革推進会議の基金の再点検結果により、本事業は平成 30 年度末まで延長された。

【今後の取り組み等】

- 下請建設企業等の経営及び雇用の安定と連鎖倒産の防止を図るため、本事業の普及拡大を図る。
- 本事業の終期が平成 31 年 3 月末まで 1 年間延長されたが、関係団体の意見を踏まえつつ、国土交通省と平成 31 年度以降の事業延長について協議、検討を行う。

③ 共同事業等に必要な資金の借入れに対する
債務保証・助成・融資あっせん

【担当部：金融・経理支援センター】
(金融支援担当部)

事業内容

- ・建設業者団体及び事業協同組合等における共同施設の設置、共同事業、転貸融資に対する資金調達を支援する。
- ・建設業者団体及び事業協同組合等が次の資金を金融機関から借り入れる際に本財団が債務保証を実施する。更に下記①の資金については、借り入れ金利に対して上限2%を6年間助成する。
 - ①共同施設、共同機械設備の設置、購入のために必要とする資金
(保証期間：12年、保証割合90%、保証料率0.3%)
 - ②共同購入、共同リース等の共同事業のために必要とする資金
(保証期間：3年、保証割合90%、保証料率0.3%)
 - ③構成員に対し、事業経営に必要な資金を貸し付けるために必要な資金
(保証期間：3年又は5年、保証割合90%、保証料率0.3%)
- ・特例措置として、除染作業の運転資金として構成員に転貸融資するために借り入れる資金については、当該業務委託の債権譲渡が図られていることを条件として、上記③の資金として債務保証等を実施する(保証期間：1年、保証割合：100%、保証料率0.1% 出来高査定費用：上限10万円、事務経費助成1：定額2万円、事務経費助成2：上限2万円(措置の期限は平成31年3月末))。

(事業の期限：平成33年3月末)

【平成29年度事業報告】

■ 債務保証の実績

	平成28年度		平成29年度		前年度比	
	件数	債務保証額	件数	債務保証額	件数	債務保証額
	10件	14,624百万円	21件	12,750百万円	+11件	▲1,874百万円
施設	0	0	11件	637百万円	+11件	+637百万円
共同	4件	1,600百万円	4件	1,600百万円	0	0
転貸	6件	13,024百万円	6件	10,513百万円	0	▲2,511百万円

(1) 主な取り組み

次の資金ニーズの発掘活動を実施。

- ① 共同施設資金のニーズ発掘：アンケート調査結果を基に、新たに作成したパンフレットを活用し、会館や研修施設等の耐震改修や建て替え等予定の団体等に対する重点営業
- ② 共同事業資金のニーズ発掘：共同事業を行っている組合に対する資金ニーズの把握及び営業等
- ③ 転貸融資資金のニーズ発掘：利用の大きなシェアを占める除染作業に対する転貸融資について、組合と連携しながらの利用促進

(2) 成果

- ① 除染作業による特例措置については、更なる支援方策を講じた結果、次のとおり融資実行が行われ、被災地域の課題解決に貢献した。

(平成29年度実績)

債権譲渡件数	10件
債権譲渡金額	3,489百万円
融資実行額	1,386百万円

- ② 除染以外の転貸融資についても、次のとおり融資実行が行われ、中小・中堅建設企業への資金供給の円滑化に貢献した。

・融資実行額 350百万円 26件

【今後の取り組み等】

- 建設産業団体及び事業協同組合等における共同施設の設置、共同事業、転貸融資に対する資金調達を支援するため、ニーズ調査等を行い、新たな事業展開（ICT 建機リース、事業承継等を通じた構成員支援）を模索している建設産業団体及び事業協同組合等に対する債務保証活用策を検討する。

④ 建設業災害対応金融支援事業

【担当部：金融・経理支援センター】
(金融支援担当部)

事業内容

- ・災害協定を締結している地域の中小・中堅建設企業や、災害協定を締結している建設業団体に加盟している中小・中堅建設企業（これらの協力会社を含む）が、対象となる一定の建設機械を、金融機関からの借入により購入する場合や、ファイナンス会社等からの割賦販売により購入する場合の金利・金利手数料の一部を助成する。
(助成内容：初年度1年分の金利等の2/3補助(上限4%))
- ※ なお、本事業については、平成26年度末で新規支援申請の受付を終了し、また、平成28年度末で金利助成請求の受付を終了しているため、助成金支払いの処理、残余金の国庫返納などを行う。

【平成29年度事業報告】

- 本事業の金利助成請求者に対する助成金の支払等を完了し、事業を終了した。

■ 金利助成決定の実績

	平成28年度	平成29年度	前年度比
金利助成件数	539件	68件	▲471件
金利助成金額	163百万円	12百万円	▲151百万円

■ 建設業金融円滑化基金の国庫返納

事業終了に伴い、建設業金融円滑化基金の精算額を確定し、残余金(38百万円)を国庫に返納した。

II

建設産業の振興支援

(1) 助成事業

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑤ 建設産業活性化助成事業

(経営改善支援担当部)

事業内容

- ・建設産業団体が自主的に実施する建設産業の活性化に係る調査研究及び研修等に関する事業に対して助成を行い、経営基盤の強化、企業間連携等の推進、担い手確保・育成等を通じ、建設産業の活性化の推進を図ることを目的とする。
- ・建設産業団体（本財団への出えん団体、都道府県建設業協会及び府県建設産業団体連合会、本財団が特に認める団体）に対し、1団体あたり上限200万円（特別枠を使った場合は300万円、本財団が特に認める団体の場合は1団体あたり上限150万円）として、事業経費の3/5を助成する。
- ・助成申請案件のうち、特に優れた調査研究等の事案があれば、積極的に業務委託を実施し、建設産業の活性化を促進する。
- ・特別枠助成の対象は、1) 建設企業における原価管理等の実施、2) 建設技術者・技能者の処遇改善、3) 女性の活躍推進に関する調査及び具体的取り組み、としている。

【平成29年度事業報告】

■下表のとおり、助成金を交付した。

助成対象団体数	137団体
助成申請団体数	97団体
助成団体数	97団体
交付決定額	1億4,319万円
交付確定額	1億2,892万円

事業区分	交付決定額	交付確定額
1) 経営基盤の強化に資する事業	4,418万円	4,125万円
①調査研究等	3,024万円	2,840万円
②研修事業	1,293万円	1,184万円
③調査研究特別枠	100万円	100万円
2) 担い手確保・育成、雇用・労働環境改善に資する事業	9,902万円	8,768万円
①調査研究等	7,437万円	6,676万円
②研修事業	2,109万円	1,753万円
③調査研究特別枠	356万円	338万円
3) その他事業	—	—
計	1億4,319万円	1億2,892万円

■4団体に対し、委託事業を実施した。

委託額総計 550万円（(一財)建設経済研究所ほか）

■5団体に対し、業務連携促進事業助成を実施した。

助成額総計 1,900万円（(一社)全国建設業協会ほか）

【今後の取り組み等】

- 平成30年度の申請についての審査を5月末までに終え、6月上旬に助成金の交付決定を行う。
- 年度後半に事業の進捗確認を行うため、助成団体に対し中間報告を依頼する。
- 平成30年度は新たに生産性向上、働き方改革、地域連携による人材確保・育成の観点から特別枠事業の対象を拡大した。今後も必要に応じて、助成対象事業、交付額、助成率等の改正等を検討する。
- 平成30年度は基金が設定したテーマ（生産性向上、働き方改革等）に対して実効性のある提案を公募し、選定した事業に対して、100万円を上限とする業務委託を行う。

(2) 経営改善

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑥ 建設業経営者の経営力強化（建設業経営者研修）

（経営改善支援担当部）

事業内容

- ・ 中小建設企業の経営者・経営後継者・経営幹部を対象として、総合的な経営管理能力の向上と自主的経営改善努力の醸成を図ると共に、研修参加者の情報交換、意見交換による交流・啓発を目的に、建設業経営に資する講義やパネルディスカッションを内容とする研修会を開催する。

【平成 29 年度事業報告】

- 下表の内容で 2 月 16 日（金）に「建設業経営者研修」を開催した。

参加者数：52 名（昨年度 78 名）

- ・ テーマ：産業間の競争を踏まえて「人材確保・育成」の勝ち残り戦略とは～人気企業の秘密について～
- ・ 会場：フクラシア東京ステーション（東京都千代田区大手町 2-6-1 朝日生命大手町ビル 5 階）
- ・ 研修内容：

講演①：「建設技術の新たなステージ i-Construction における人材育成」

建山 和由氏／立命館大学 理工学部 教授

講演②：「30 代以下が 7 割の会社で感じる、教育とコミュニケーション、ワイガヤ感の重要性について」

福澤 直樹氏／(株)フクザワコーポレーション 代表取締役

講演③：「一番の財産は多様な人財力～我が社の取り組み事例より」

古志野 純子氏／(株)長岡塗装店 常務取締役

講演④：「若手を採用するために大切だと思ったこと」 子安 克枝氏／(株)セカンドライフ 代表取締役

パネルディスカッション：「人気企業の秘密について」

コーディネーター (一財)建設業振興基金 理事長 内田俊一

- 研修評価（参加者事後アンケートより）

- ・ 各講演、パネルディスカッションとも「大変良い、良い」が 97%～54%と好評であった。

【今後の取り組み等】

- 今後は、よりニーズの高いテーマ設定とともに周知方法についても有効な方法を検討する。
- 収支改善については、建設業振興基金会議室の使用も含め検討する。

II

建設産業の振興支援

(2) 経営改善

【担当部：金融・経理支援センター】

⑦ 建設業経理検定試験・研修

(経理研究・試験担当部)

事業内容

- ・建設業経理士検定試験（1級・2級）を年2回（9月、3月）、建設業経理事務士検定試験（3級・4級）を年1回（3月）、47都道府県において実施する。
- ・建設業経理事務士特別研修を47都道府県で実施する。また、人材育成・若年入職促進策の一環として、工業高校等の教育機関と連携し、学校単位での特別研修も併せて実施するほか、建設業会計知識の習得・普及等を目的に企業単位での特別研修も実施する。

【平成29年度事業報告】

■ 検定試験（表中の（ ）書きは前年度の数值。）

第22回建設業経理士検定試験を9月10日に、第23回建設業経理士検定試験・第37回建設業経理事務士検定試験を3月11日に47都道府県で実施した。

① 建設業経理士検定試験 実施状況（受験申込者数：対前年度比+2.7%）

級 別		受験申込者数(人)	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率(%)
1級財務諸表	9月	2,761 (2,765)	1,584 (1,653)	427 (355)	27.0 (21.5)
	3月	3,039 (3,078)	1,715 (1,754)	457 (650)	26.6 (37.1)
1級財務分析	9月	2,317 (2,213)	1,155 (1,123)	488 (260)	42.3 (23.2)
	3月	2,395 (2,581)	1,193 (1,268)	312 (627)	26.2 (49.4)
1級原価計算	9月	3,313 (3,059)	1,885 (1,753)	521 (375)	27.6 (21.4)
	3月	3,436 (3,569)	1,900 (2,050)	471 (528)	24.8 (25.8)
小 計		17,261 (17,265)	9,432 (9,601)	2,676 (2,795)	28.4 (29.1)
2 級	9月	12,501 (12,173)	8,616 (8,343)	3,206 (4,241)	37.2 (50.8)
	3月	12,839 (12,033)	8,709 (8,196)	3,895 (2,781)	44.7 (33.9)
小 計		25,340 (24,206)	17,325 (16,539)	7,101 (7,022)	41.0 (42.5)
合 計		42,601 (41,471)	26,757 (26,140)	9,777 (9,817)	36.5 (37.6)

② 建設業経理事務士検定試験 実施状況（受験申込者数：対前年度比▲8.9%）

級 別		受験申込者数(人)	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率(%)
3 級	3月	2,668 (2,869)	2,065 (2,156)	1,315 (1,331)	63.7 (61.7)
4 級		257 (343)	192 (260)	147 (199)	76.6 (76.5)
合 計		2,925 (3,212)	2,257 (2,416)	1,462 (1,530)	64.8 (63.3)

■ 特別研修（表中の（ ）書きは前年度の数值。）

建設業経理事務士特別研修（3級、4級）を47都道府県、建設企業、工業高校等で実施した（受講者数対前年度比+14.3%）。

級 別	受講者数(人)	合格者数(人)	合格率(%)
3 級	1,626 (1,451)	1,460 (1,342)	89.8 (92.5)
4 級	2,762 (2,388)	2,696 (2,322)	97.6 (97.2)
合 計	4,388 (3,839)	4,156 (3,664)	94.7 (95.4)

【内訳】

① 一般（受講者数：対前年比 +3.2%）

級 別	受講者数(人)	合格者数(人)	合格率(%)
3 級	1,082 (1,043)	997 (975)	92.1 (93.5)
4 級	1,329 (1,294)	1,312 (1,254)	98.7 (96.9)
合 計	2,411 (2,337)	2,309 (2,229)	95.8 (95.4)

（注）上記①のうち、建設企業向けは4級4社90名、3級1社24名が受講、人材派遣会社は4級2社47名を含む。

② 高校（受講者数：対前年比 +31.6%）

級 別	受講者数(人)	合格者数(人)	合格率(%)
3 級	544 (408)	463 (367)	85.1 (90.0)
4 級	1,433 (1,094)	1,384 (1,068)	96.6 (97.6)
合 計	1,977 (1,502)	1,847 (1,435)	93.4 (95.5)

※平成29年度のべ高校数は45校

■ 有資格者数（平成30年3月末現在）

- 1 級：25,785 人
- 2 級：302,442 人
- 3 級：273,581 人
- 4 級：203,770 人

【今後の取り組み等】

■ 検定試験

- ① 平成29年度に引き続き、建設業経理検定受験対策講座を実施している民間資格学校等を通じて、日商簿記検定の受験者へ建設業経理検定の周知等を図る。
- ② 都道府県建設業協会と連携し、商業高校を中心とした高校単位の受験料割引を普及させ、受験者獲得に繋げる。

■ 特別研修

- ① 工業高校や建設業協会への働きかけ等を通じて受講者の拡大を図る。
- ② 一般向け受講料は4・3級同時申込割引（52,980円→50,000円：ウェブ申込限定）を、高校生向け受講料は更なる割引を行う（4級：10,000円→8,000円、3級：15,000円→12,000円）。
- ③ 建設企業及び人材派遣会社に対して、新入社員研修の一環としての企業単位での特別研修のPRを行う。
- ④ 建設業団体に対する高校生向け特別研修実施に係る助成金（1開催あたり3万円）を更にPRし、開催回数増加及び若年者の建設業への入職促進に繋げる。
- ⑤ 見やすく、使いやすいテキストに改訂する。

■ 建設業経理検定制度に関する懇談会の設置

ニーズに合った建設業経理検定制度及び経理検定試験有資格者への的確な情報提供を行うための方策等について建設業経理検定制度に関する懇談会を設置し、検討を行っていく。

(3) 情報化推進

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑧ 電子商取引等の標準化(CI-NET)

(情報化推進支援担当部)

事業内容

・情報化評議会の運営を通じ、建設業界の商慣習、法令改正、新技術などに対応すべく実装規約のメンテナンスを行い、建設産業における電子商取引を推進する。

【平成 29 年度事業報告】

(1) 「CI-NET LiteS 実装規約」の次期バージョンを検討

見積書、契約書、出来高・請求書を電子データでやり取りする現行の CI-NET 実装規約において、法令改正の反映や利便性向上のため、追加データ項目（19 項目）及び定義修正（15 項目）の整備を行い、実装規約化に向け個々の項目に対応した改正案を策定する作業を行った。

(2) CI-NET を円滑に導入するため、社内システムとのデータ連携手法及び環境を検討

市販建設業務パッケージのベンダーと連携し、原価管理等の社内システムとのスムーズな連携を図るための CI-NET 連携機能の実装を協議し、業務パッケージに付加価値を与えた。

(3) 設備工事関連の見積業務における CI-NET の運用拡大を推進

- ① （一社）日本建設業連合会の協力の下、「設備見積拾い基準（中項目）」のドラフト案を策定した。
- ② 「CI-NET LiteS Ver.2.1 形式データチェックツール」「設備見積業務における CI-NET 形式データ作成の解説」を公開した。

【今後の取り組み等】

■ 「CI-NET LiteS 実装規約」の次期バージョン切り換えの実施

実装規約改正案を策定し、CI-NET 利用企業が円滑に次期バージョンに切り換えることができるように、移行及び周知手法等を検討する。

■ 法令対応方策の検討

- ① 工事契約書（注文書、注文請け書）における法定福利費（個別内訳対応）の明示方法の策定、周知を検討する。
- ② 電子帳簿保存法への対応を検討する。

(3) 情報化推進

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑨ 電子商取引の普及推進(CI-NET)

(情報化推進支援担当部)

事業内容

- ・電子商取引(CI-NET)説明会や勉強会、企業への個別支援などを実施し、CI-NETの理解と関心を深め、CI-NET導入企業の増加を図る。
- ・CI-NETに必要な企業識別コード及び電子証明書を適切に発行する。

【平成29年度事業報告】

(1) 電子商取引の普及推進

- ① 完成工事高50億円以上の総合工事業者等を対象に電子商取引(CI-NET)説明会を実施した。

開催状況

開催	参加企業数	参加者数
大阪地区	19社	31名
愛知地区	14社	19名
東京地区1	9社	12名
東京地区2	10社	14名
宮城地区	10社	12名
計	62社	88名

- ② 平成30年3月末、CI-NET利用企業(企業識別コード登録企業数)は10,811社、CI-NET導入のゼネコン総数は32社となった。
- ③ CI-NET導入の発注側企業は、ゼネコン以外に広がりを見せており、専門工事業企業あるいは一次下請企業が、発注側企業として導入している。

(2) 企業識別コード及び電子証明書の発行

- ① 審査及び発行を、支障なく実施した。実績は下表の通り。

	CI-NET導入の ゼネコン総数(社)	企業識別コード 登録企業総数(社)	企業識別コード 年間発行件数(件)	電子証明書 年間発行件数(件)
平成25年度	22	9,771	3,598	4,028
平成26年度	25	9,979	2,643	2,422
平成27年度	28	10,217	3,669	4,546
平成28年度	29	10,345	4,167	4,095
平成29年度	32	10,811	3,273	3,480

- ② 安全な暗号方式の電子証明書発行

国の移行方針に沿った、新電子証明書(SHA256対応)発行を平成29年4月より開始した。

【今後の取り組み等】

- (1) 完工高300億円以上の発注側企業を対象として、CI-NET導入へ積極的にアプローチする。
- (2) CI-NETユーザー利便性のため、CI-NET申込みを簡略化する。
- ① インターネット申込みの場合、更新申込時の申込書、登記事項証明書等の書面提出廃止
- ② インターネット申込みの拡大

(3) 情報化推進

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑩ 設計製造情報の標準化推進 (C-CADEC)

(情報化推進支援担当部)

事業内容

- ・ 設計製造情報化評議会 (C-CADEC) の成果である BE-Bridge、Stem 及び建具表、仕上表、室別設計の各データを交換する際の仕様に関する問合せに対応するとともに、Stem 試行サイト (ライブラリー) の利用者が次のライブラリーに切り替えができるよう、平成 29 年度までデータ配信サービスを維持する。

【平成 29 年度事業報告】

(1) C-CADEC 成果

- ① ウェブサイトにアーカイブとして公開及び問合せに対応した。
- ② Stem データ配信サービスについては、利用者やベンダーの利用に支障が生じないように、最長平成 29 年度まで維持するとしていたが、ユーザーの要望により、平成 30 年度末まで継続とした。

(2) C-CADEC 活動の承継先への業務支援

- ① BIM ライブラリーコンソーシアム (事務局：(一財) 建築保全センター) の委員会活動にて、C-CADEC 成果 (BE-Bridge 及び Stem) に関する検討を支援した。

【今後の取り組み等】

■ 承継先への業務支援

C-CADEC 活動成果を承継した BIM ライブラリーコンソーシアムの活動を支援する。

(4) 人材確保・育成

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑪ 建設産業担い手確保・育成コンソーシアム事業

(人材育成支援担当部)

(地域連携ネットワーク支援担当部)

事業内容

・若年者の入職促進・育成を図ることを目的に、建設産業団体、行政、教育機関、職業訓練施設等の関係機関が一体となって建設産業における担い手の確保・育成に取り組んでいく体制を構築する。

【平成 29 年度事業報告】

■ 地域連携ネットワークの構築支援

- ① 4月18日に開催した「建設産業担い手確保・育成コンソーシアム企画運営会議」において策定されたアクションプログラム(第4版)に基づき、新たに7団体を追加し、計42団体の取り組みを支援した。なお、前年度に予備調査を実施した10件のうち9件が実施事業へと移行した。
- ② 各地域連携ネットワークの事業管理者が中心となり各々の取り組みが進められ、このうち5団体については、厚生労働省令の基準に基づき、都道府県知事による認定職業訓練の認定を受けた活動が展開された。
- ③ 各地域連携ネットワークの活性化等を目的とし、教育機関との連携や、既存訓練機関の積極的な活用及び講師の養成等をテーマとした意見交換会を開催した(12月13日及び2月9日)。

■ 教育訓練等基盤の充実・強化

- ① プログラム・教材等ワーキンググループ及び職業能力基準フォローアップワーキンググループにおいて、専門工事業団体等との連携により、前年度までに策定した職業能力基準(案)の検証作業を実施するとともに、新たな4職種(コンクリート圧送、ダクト、塗装、トンネル(山岳))について、職業能力基準(案)を策定した。これにより、共通編及び12職種の基準についての整備が図られた。
- ② 平成28年度に作成したプレ入職者/新規入職者向け教材「建設現場で働くための基礎知識(建築工事編:第一版)」について、地域連携ネットワーク、建設労働者緊急育成支援事業等において活用を促進するとともに、同教材の映像化を行い、全国の建築系学科を設置する工業高校への配布を行った。また、同教材を拡充すべく、内装仕上工事、設備工事に係る内容を追加した。なお、土木工事分野を対象とした教材の整備を行うため、土木工事の全体像をイラストで示すとともに、橋梁を対象とし、各部の名称、計画から施工までの仕事の流れをまとめた。
- ③ 教員免許更新制における免許状更新講習(選択領域)として、文部科学省より認定を受けた「実務施工体験研修」を開催した(8月24日～26日、場所:富士教育訓練センター)。
- ④ 研修機関における技能講師や企業における社内技能講師に対して、教え方(インストラクションスキル)を習得させるための「技能講師養成講座」を開催した(9月28日～29日及び1月27日～28日、場所:三田建設技能研修センター)。
- ⑤ 建設産業人材確保・育成推進協議会及び建設労働者緊急育成支援事業と連携して、広報活動を展開するとともに、広報コンテンツを提供した。

■ 職業訓練校ネットワークの構築

富士教育訓練センターを中核とする職業訓練校ネットワークの連携強化を支援するため、「建設関係職業訓練校等連絡会議」を開催した(10月30日～31日)。

■ 事業活動及び成果等の情報発信

「建設産業担い手確保・育成コンソーシアム」の事業活動及び成果等をウェブサイト上で逐次情報発信した。

【今後の取り組み等】

- 引き続き、「若者を建設産業に取り戻す」との観点から、教育関係者をはじめとした関係各機関との緊密な情報交換の機会を確保し、強い信頼関係を構築するとともに、「建設キャリアアップシステム」等、関連施策との連携を図りつつ、各地における教育訓練の枠組みが本コンソーシアムの活動期間の終了後にあっても持続的なものとして発展されるべく、事業の伸展を図ることとする。
- 職業能力基準（案）の不断の見直しを図り、普及活用を進めるとともに、ニーズに応じて新たな職種に係る基準の検討作業を進める。また、職業能力基準レベル 2 及び 3 の技能者を対象とした研修を試し、中堅技能者及び職長級技能者の継続教育ニーズを把握する。
- 「担い手の育て手」の育成の観点から、教育関係者との連携強化の一環として平成 29 年度に実施した教員免許更新制における免許状更新講習（選択領域）について、本財団を開設者とし、富士教育訓練センター、三田建設技能研修センター等の協力のもと、複数地区において講習を開催する。
- コンソーシアム事務局として、これまで以上に各団体の取り組みに関与し、地域連携ネットワーク相互間での成果の共有や事業の継続可能性等の課題に対して検討を深める。

II

建設産業の振興支援

(4) 人材確保・育成

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑫ 建設労働者緊急育成支援事業
(厚生労働省受託事業)

(人材育成支援担当部)

事業内容

- ・ 離転職者、新卒者、未就職卒業者等を対象として、求職者の募集から職業訓練、就職支援までを一連のパッケージとして実施することにより、特にとび工、型枠工、鉄筋工等の躯体系職種における建設技能労働者を確保する。
- ・ 本財団に中央拠点を設置するとともに、本事業を全国において実施するため、地域の総合工事業団体、専門工事業団体、職業訓練校等に地方拠点を設置する。

【平成 29 年度事業報告】

- 地方拠点の拡充 → (実績) 中央拠点 1、地方拠点等 23 (3 拠点を拡充)
- 訓練参加者 (計画) 1,000 名 → (実績) 1,060 名
- 訓練修了生 (計画) 訓練参加者の 90% → (実績) 1,024 名 (96.6%)
- 新規入職者 (計画) 訓練修了生の 70% → (実績) 平成 30 年 6 月末まで就職支援を継続しているため、実績は未確定 (7 月以降に厚生労働省より公表予定)。

【今後の取り組み等】

- 各地方拠点がそれぞれ実施する募集・訓練・就職支援について、効果の高い取り組み等を各拠点間で情報共有を図り、全拠点における事業効果の最大化に努める。
 - 本事業は 5 年間の継続事業であるものの、単年度契約により事業主体が選定されるため、まずは単年度ごとの目標を達成するとともに、課題解決方法や効率的な事業運営等について積極的な企画提案を行い、継続的な受注に繋がるよう努める。
- ※平成 30 年度についても同事業を受託

(4) 人材確保・育成

【担当部：建設キャリアアップシステム事業推進センター】

⑬ 建設キャリアアップシステムの開発・運営

(平成30年4月、建設キャリアアップシステム
運営準備室より組織名変更)

事業内容

・技能労働者の就業履歴等に関する情報を蓄積するデータベース「建設キャリアアップシステム」を構築し、技能労働者が経験と技能に応じた評価と処遇が受けられる環境の整備に貢献する。

【平成29年度事業報告】

(1) 運営協議会総会及び運営委員会・分科会の開催

- ・システムの円滑かつ適正な運営等を図るため、6月30日に運営協議会を設立し、総会及び運営委員会を開催した。
- ・特に、重要事項である料金体系の決定等については、運用ルール検討分科会を設置し、集中的な討議を行い、討議結果を踏まえ、前提となる取り組み目標及び料金体系について第2回総会で合意された。

(2) システム開発・運用及び業務受託者の決定

- ・本体システムの開発及び5年間の運用について、業者選定のための手続きを進め、再入札の結果、受託者を決定し契約を締結した。
- ・就業履歴登録システムの開発・運用業務、申請・受付処理業務、カード発行・送付業務、コールセンター・ヘルプデスク運営業務について、入札により選定された受託者との契約を締結した。

(3) システム開発・構築

- ・契約した受託者とともに、本体システム及び就業履歴登録システムの開発・構築を推進した。
- ・平成30年春からの技能者登録・事業者登録の開始に向けて、基本設計及び詳細設計、システム構築、各種テストを集中的に行った。更に、平成30年秋に予定している現場運用（就業履歴蓄積）の開始に向け、基本設計及び詳細設計を完了させるべく、検討を進めた。

(4) 業務運営に向けた準備

- ・技能者登録・事業者登録の開始に向けて、申請・受付処理に係る業務処理手順を調整するとともに、収納代行業務や郵送業務等の関連する業務について実施体制の調整を行った。
- ・申請書や手引書・コード表等の登録申請関係書類の作成を調整し、印刷業務に着手した。技能者に交付するIDカードについて、装備すべき機能を確定させるとともに、デザインを決定し、調達業務に着手した。
- ・コールセンター・ヘルプデスク業務について、業務実施体制の調整、マニュアルの作成、受託業務担当者の研修等を実施した。3月1日に、登録申請開始に先立って、「お問い合わせセンター」を開局した。

(5) 窓口業務・認定登録業務の調整

- ・システムの運営において、各地域で各種登録申請の窓口業務や情報登録業務を実施するため、関係する団体への説明、調整を行った。

(6) 普及・広報活動の推進

- ・本財団のウェブサイト上に専用のサイトを立ち上げ、システムに関するQA集や紹介の動画をアップした。また、広報媒体となるチラシやリーフレットを作成し、関係団体等を通じて配布した。
- ・国土交通省主催により、11月に建設業関係団体を一堂に集めた説明会を開催、2月以降地方ブロック単位でも説明会を開催したほか、関係団体等と連携した職種ごと・地域単位等での説明会を開催した。
- ・シンボルマークの公募を行い、12月13日に決定、各種媒体等での活用を推進した。

【今後の取り組み等】

■平成 30 年度の取り組み目標

技能者登録：100 万人

事業者登録：13 万社

(1) システム開発・構築

- ・春からの技能者登録、事業者登録の開始及び秋以降の現場登録（就業履歴の蓄積）の開始に向け、本体システムの開発を着実に進め、運用開始後のトラブルを未然に防止すべく、綿密な運用試験を行い、システムの確実な運営に向けた最終確認を実施する。

(2) 技能者情報、事業者情報の登録

- ・技能者情報、事業者情報の登録については、登録基幹技能者特別講習受講者及び若年技能者特別講習受講者を対象に登録申請の先行受付を開始する。また、ウェブサイト申請書取寄せフォームを設置し、申請書の配布を開始するとともに、事業者及び一般の技能者を対象に、郵送及びインターネットでの申請受付を開始する。情報の登録が完了した技能者には、建設キャリアアップカードを交付する。

(3) システムの本運用

- ・秋以降、現場・契約情報登録を開始するとともに、技能者の就業履歴の蓄積や、記録・蓄積された情報の閲覧等、サービスの提供を開始する。
- ・現場に設置するカードリーダーについて技術的な検証を踏まえて利用可能と判断したカードリーダーをウェブサイトアップし、情報提供を図る。
- ・システムの運用にあたっては、利用者の利用しやすい環境を整備するとともに、情報セキュリティについては、「情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアル（平成 27 年 5 月 22 日内閣サーバーセキュリティセンター（NISC）」に従い、「政府調達における情報セキュリティのための統一基準」に準じ、万全の対応を期すこととする。また、サイバー攻撃等について常時監視する体制を整備する。

(4) 窓口業務・認定登録業務の開始

- ・窓口業務及び認定登録業務について、各地域で準備の整ったところから順次開設し、各種登録申請の窓口業務や情報登録業務を開始する。受付窓口、認定登録機関の業務開始に向けて、実務者向け説明会を開催する。

(5) 普及・広報活動の推進

- ・ウェブサイト、システムの登録手続きや利用方法をわかりやすく案内する動画をアップする。また、広報媒体となるチラシやリーフレットを作成し、関係団体等を通じて配布するとともに専用サイトにアップする。
- ・システムのシンボルマークや各種媒体を用いて、国土交通省、建設業関連団体とも連携しながらシステムの普及・広報を推進していく。
- ・各地域の建設業団体等からの要請等に応じた事業者登録、技能者登録向けの説明会を開催し、また、現場・契約情報の登録開始に向けた説明会を開催する。システムの普及・広報のためのセミナーを全国主要都市で順次開催する。

(6) 運営協議会総会及び運営委員会等の開催

- ・システムの円滑かつ適正な運営等を図るため、必要に応じて、運営協議会総会及び運営委員会等を開催する。

(4) 人材確保・育成

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑭ 建設産業人材確保・育成推進協議会の運営等

(人材育成支援担当部)

事業内容

- ・建設産業人材確保・育成推進協議会（人材協）の事務局として建設産業界への若年者の入職促進及び担い手確保・育成に向けた活動を引き続き展開する。
- ・私たちの主張及び高校生の作文コンクールの実施、建設業界ガイドブックの改訂、18歳のハローワーク（若年者に対する情報提供資料）の拡充、人材協全国担当者会議の開催。
- ・「建設現場へGO！」の拡充、子ども霞ヶ関見学デーへの参加。

【平成29年度事業報告】

(1) 企画分科会

① 建設業界ガイドブックの制作・配布

- ・「建設業界ガイドブック2017」について、教育機関への配布、建設労働者緊急育成支援事業と連携した全国ハローワーク及び労働局への配布等により建設業における各職種の周知に努めた。なお、今後数年間の継続使用を見越し、内容を大幅に拡充した改訂版「建設業界ガイドブック」を3月に刊行した。

② 作文コンクール（社会人向け「私たちの主張」、高校生向け「高校生の作文コンクール」）

- ・応募作品数：（私たちの主張）平成29年度503作品、平成28年度452作品、平成27年度399作品
- ・応募作品数：（高校生の作文コンクール）平成29年度1,235作品、平成28年度1,290作品、平成27年度1,314作品
- ・1次審査、2次審査、3次審査（審査委員会）を経て、国土交通大臣賞、土地・建設産業局長賞、佳作を選定した。

③ 公的助成制度等、中小建設業の担い手確保・育成に資する施策を活用するためのセミナー開催

- ・国土交通省、厚生労働省、法務省、中小企業庁各担当官より、担い手確保育成に資する諸制度や諸施策、公的助成等に関連した施策を周知するためのセミナーを開催した（7月13日）。人材協協賛団体の事務局長等約50名が参加した。

(2) 広報分科会（建設産業戦略的広報推進協議会）

① 学校キャラバン

- ・平成29年度においては小学校から高校まで4回開催し、約450名の児童及び生徒に建設業の役割や魅力を伝えた。座学においては建設業が身近に存在していることをはじめ、その社会的役割、業種などを説明した。実習においては、ドローン操作、バーチャル・リアリティによる災害現場体験、ロボットスーツ装着、左官・塗装・大工等の作業体験を実施した。

② 子ども霞ヶ関見学デー

- ・中央合同庁舎3号館1階駐車場及び10階大会議室において、重機の操作及び専門工事業の体験、スタンプラリーを実施した。
- ・近年の国土交通省への来場者数は、平成29年度3,836名（全省庁中3位）、平成28年度3,558名（4位）、平成27年度3,225名（3位）。

(3) 共通事項

① ジョブポータルサイト「建設現場へGO！」

- ・トップページのリニューアルを行い、情報検索機能の充実、イベントカレンダーの設置、スマートフォン・タブレットなどモバイル端末での閲覧を可能とした（7月完了）。

② パンフレット「ニッポンを作る人たち、まもる人たち」の配布

- ・代表的な土木工事と建築工事の内容を紹介したパンフレット「ニッポンを作る人たち、まもる人たち」を、

学校キャラバン、子ども霞が関見学デー等の場において広く配布した。

③ 取り組み事例データベース、電子ライブラリー

- ・取り組み事例データベースについて各協賛団体の取り組み事例を収録し、平成 29 年度においては約 50 件追加した（年度末累計：398 件）。
- ・電子ライブラリーにおいては各作業内容や工事についての著作権フリーの写真について、平成 29 年度においては 415 件追加した（年度末累計：915 件）。

(4) その他

① 建設業イメージアップ戦略実践プロジェクトチーム（CIU）会議

- ・業界全体のイメージアップを一層強力に推進すべく、業界内で先進的な取り組みを行っている方に加え、有識者や他業界において活躍されている方からの参画をもって先鋭的なプロモーションを検討した（平成 29 年度第 1 回運営委員会：8 月 22 日、第 2 回運営委員会：3 月 13 日）。

② 全国担当者会議

- ・各都道府県に設置する人材確保・育成推進協議会の事務担当者、協賛団体担当者、地方整備局担当者など約 120 名の参加により実施。各団体の取り組みの報告及び情報交換が行われた（2 月 16 日）。

【今後の取り組み等】

■ 取り組み全般

国土交通省、関係機関や「建設産業担い手確保・育成コンソーシアム」、「建設労働者緊急育成支援事業」、「建設キャリアアップシステム」等、関連政策等と連携を図りながら、建設産業における人材の確保・育成等を推進するため、協賛団体等と目的を共有しつつ諸活動を実施する。

■ 地域連携ネットワークの活動継続への支援

概ね 5 年間の活動期間を定め平成 26 年 10 月に設置された「建設産業担い手確保・育成コンソーシアム」においては、全国各地域において、総合工事業団体、専門工事業団体、職業訓練校、教育機関等が連携し、地域における担い手の確保・育成に向けた活動を展開する「地域連携ネットワーク」が組成されるとともに、職業訓練校等のネットワーク化が図られており、人材協との連携のもと、その活動継続に資する情報提供等の支援を行うこととする。

■ 建設キャリアアップシステムとの連携

平成 30 年秋より運用が開始される「建設キャリアアップシステム」においては、将来にわたり建設産業の担い手の確保・育成をしていく上で、技能者のキャリアアップの道筋を示すことや、技能者が適正な評価と処遇を受けられていくことが重要としており、人材協としても、関係省庁をはじめ、各総合工事業団体、専門工事業団体、職業訓練校、教育機関、地方公共団体等、関連する幅広い機関等との連携のもとで、建設キャリアアップシステムの活用の方針と整合を図りつつ、技能者をはじめとした建設産業の担い手確保・育成に努めることとする。

(4) 人材確保・育成

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑮ 登録基幹技能者制度推進協議会の運営等

(人材育成支援担当部)

事業内容

・登録基幹技能者制度推進協議会の事務局として、登録基幹技能者制度の普及促進を図る。

【平成 29 年度事業報告】

■ 登録基幹技能者制度推進協議会の事務局として、登録基幹技能者制度の普及促進を図った。

(1) 登録基幹技能者制度推進協議会の運営状況

- ① 運営委員会の開催（4月26日）
- ② 総会の開催（5月25日）
- ③ 事務局長等会議の開催（3月15日）

(2) 発注者等に対する要望活動

① 建設業法上の主任技術者としての位置づけ

国土交通省本省に対して、建設業法第26条の「主任技術者」として位置づけられるよう要望した。

建設業法施行規則等が改正され、平成30年4月1日より法令で定める主任技術者要件に、登録基幹技能者が位置づけられることとなった。

② 公共工事における評価・活用の促進

国土交通省（各地方整備局を含む）、及び都道府県に対して、総合評価方式における登録基幹技能者配置の加点措置、対象工事の拡大などの要望を行った。

③ 「建設キャリアアップシステム」における位置づけの明確化

国土交通省本省に対して、登録基幹技能者が「建設キャリアアップシステム」におけるゴールドカードの保有者とするなど特別の位置づけとするよう要望し、これが実現した。

④ 元請企業に対する要望活動

（一社）日本建設業連合会、（一社）全国建設業協会及び（一社）全国中小建設業協会に対して、元請企業における優良技能者認定制度の創設、同制度における登録基幹技能者の優遇措置の拡充を要望した。

(3) 登録基幹技能者特別講習の実施

平成28年度に登録基幹技能者を対象として行われた特別講習について、未完了者に対する救済措置として、5月より7月までの間に特別講習を継続して実施した。

(4) 共通テキストの増刷

平成28年度に出版した「登録基幹技能者 共通テキスト（第4版）」について、在庫が不足したため、誤字脱字等の修正を行ったうえで増刷した。

(5) パンフレットの改訂

有資格者数、評価・活用状況等について、最新の実績を反映した内容に時点修正したパンフレットを作成し、登録基幹技能者を周知させる活動に利用した。

■ 登録基幹技能者数

平成30年3月末現在	62,267名	33職種 42団体
平成29年3月末現在	56,977名	33職種 42団体
平成28年3月末現在	51,660名	33職種 42団体

■ 都道府県等における総合評価方式での活用状況

平成 29 年 3 月末現在	18 道府県	5 政令市
平成 28 年 3 月末現在	15 道府県	3 政令市

【今後の取り組み等】

■ 以下の要望活動の展開を図る。

- (1) 国土交通省、地方公共団体等に対して、総合評価方式入札における登録基幹技能者の活用や、工事内容に応じた請負契約上の配置義務づけなどの要望を行う。
- (2) 大手元請企業にて実施されている優良技能者認定制度について、登録基幹技能者資格保有者に対する優遇措置の更なる拡充と、現在そのような認定制度を設けていない元請企業に対し、同様の制度の創設について要望する。

■ 登録基幹技能者共通テキストの改訂版により、登録講習受講者の資質の向上を図る。

■ 発注者に対するアンケート結果を反映させたパンフレット等を活用し、都道府県・政令市に対して制度の普及促進活動を展開していく。

(4) 人材確保・育成

【担当部：経営基盤整備支援センター】

⑯ 海外建設実習生・外国人建設就労者受入事業

(人材育成支援担当部)

事業内容

・建設産業分野における国際貢献の一環として、発展途上国の建設産業に貢献できる人材の育成を図るため、我が国の技能等の移転を図り、当該発展途上国等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的とした「海外建設技能実習生受入事業」を監理団体として実施するほか、緊急的かつ時限的な措置として、即戦力となる外国人建設就労者の受入れを行う「外国人建設就労者受入事業」を特定監理団体として実施する。

【平成 29 年度事業報告】

■ 海外建設技能実習生受入事業

技能実習生受入人数	6名（計画比 ▲4名） ミャンマー人：6名
技能実習生在留数	48名（前年比 ▲60名）（平成30年3月末現在） 技能実習1号口（1年目）：6名 技能実習2号口（2,3年目）：42名
実習実施機関（企業数）	8社（前年比 ▲11社）（平成30年3月末現在）
巡回指導回数	116回（前年比 ▲54回）

■ 外国人建設就労者受入事業

建設就労者受入人数	48名（計画比 ▲2名） ベトナム人：26名、ミャンマー人18名、中国人：4名
建設就労者在留数	78名（前年比 +37名）（平成30年3月末現在） 継続（2年）：22名 再入国（2年）：16名 再入国（3年）：40名
受入建設企業（企業数）	12社（前年比 +5社）（平成30年3月末現在）
巡回指導回数	74回（前年比 +21回）

【今後の取り組み等】

- 11月1日に施行された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」に適切に対応し、海外建設技能実習生受入事業を円滑に実施する。
- 11月に告示改正された「外国人建設就労者受入事業」について、受け入れ人数の増加が見込まれることから、円滑かつ適切に実施する。
- 海外建設技能実習生受入事業・外国人建設就労者受入事業の受入企業に対し、巡回・アンケート等により実施状況の把握に努め、適切な指導に努める。

II

建設産業の振興支援

(4) 人材確保・育成

【担当部：金融・経理支援センター】

⑰ 建設業経理士の支援・育成

(経理研究・試験担当部)

(登録建設業経理士制度の運営)

事業内容

・1級及び2級建設業経理士を対象とした自己啓発のための継続学習制度である「登録建設業経理士」制度を運営し、建設業経理士の能力の維持向上を図る。

【平成29年度事業報告】

■ 建設業経理士登録講習会 (表中の()書きは前年度の数值。)

全国10都市において49回(対前年度比▲5回)開催し、受講者数は1,140名(対前年度比▲5.2%)。

級別	開催回数(回)	受講者数(人)
1級	21 (24)	380 (445)
2級	23 (25)	760 (757)
合計	44 (49)	1,140 (1,202)

■ 建設業スキルアップセミナー (表中の()書きは前年度の数值。)

全国10都市において10回(前年度同数)開催し、受講者数は594名(対前年度比▲12%)。

開催地数(都市)	開催回数(回)	受講者数(人)
10 (10)	11 (11)	594 (675)

テーマ

上期：中小建設業のためのリーガルマインド～経理担当者が押さえておきたい法律知識～(5都市、6回447人)

下期：民法の改正について(2都市、2回75人)

建設産業の若者を定着させる働き方改革の理論と実践(3都市、3回72人)

■ 実務セミナー受講者に対する助成

対象受講者数 307名、1,297,500円

【今後の取り組み等】

■ 建設業経理士登録講習会

- ① 建設業経理検定1級・2級の合格者に対して、DM(登録講習会案内)やメール配信などにより効果的なPR活動を行う。
- ② (一財)建設産業経理研究機構(以下「機構」という。)が実施する実務セミナーにおいて、登録建設業経理士が負担する受講料の一部を助成する。
- ③ 登録講習会担当講師で構成している検討会において、登録講習会サブテキストの検討を継続して行う。
- ④ 登録建設業経理士専用ウェブサイトにおいて、Q&Aコーナーを平成30年度早々に開設するとともに登録メリットの向上を目指す。
- ⑤ 受講者の利便性向上のためeラーニングの検討を行う。

■ 建設業スキルアップセミナー

- ① 機構と連携・協力しながら、建設業スキルアップセミナーを実施する。
- ② 建設業スキルアップセミナーと実務セミナーの相乗効果が出るように機構と調整する。

Ⅱ

建設産業の振興支援

(5) 調査研究、広報、情報提供等

【担当部：企画広報部及び各部】

⑱ 建設産業に係る総合的な調査研究等

事業内容

・今後の建設産業を見据えた諸課題の解決に資する調査研究等を通じ、建設産業振興策の立案等に活用するとともに、本財団の事業促進に関連する団体等との協力体制を強固にし、施策の連携等を図る。

【平成 29 年度事業報告】

(1) 建設企業の採用活動等に関する調査

建設企業が行う工業高校生の採用活動に関する調査を実施し、その結果を取組事例集として取りまとめるとともに当該資料を関係団体等に幅広く配布する等の活用を図った。

(2) 地域の守り手の維持・確保等に関する検討会

3回の検討会を開催し、参加4地域（北海道、福島県、栃木県、群馬県）の状況報告を行うとともに、「建設産業政策 2017+10」で提示された論点等を踏まえ、各地域における課題等について積極的な意見交換を行い、それまでの議論等について中間的な取りまとめを行った。

(3) 建設産業データ分析・整備検討委員会

委員会を開催し、施策等に必要データや業界団体等が保持するデータ等の整理や検討成果の取りまとめの方向性について検討を行った。

(4) 建設産業関係機関との連携

建設産業関係機関が連携して、相互の情報交換や情報共有を行い、建設産業の諸課題について意見交換等を行うとともに、更なる建設産業の活性化等に向けた支援策等の検討を行うことを目的に会議を2回開催した。

(5) 経営者向け研修会の企画・開催

(公財)建設業適正取引推進機構と連携し、経営者を対象とした「法令遵守と利益確保（原価管理）」に関する研修を名古屋（6月21日、参加30名）、札幌（7月4日、参加41名）、新潟（7月11日、参加32名）、広島（7月31日、参加18名）で実施した。

(6) 社会保険未加入対策への対応

社会保険未加入対策への対応として国土交通省と連携し、建設企業への電話相談対応等を行った。

【今後の取り組み等】

■ 平成 30 年度以降も継続して、今後の建設産業を見据えた諸課題の解決に資する調査研究活動を展開する。

(5) 調査研究、広報、情報提供等

【担当部：金融・経理支援センター】

⑱ 建設業経理に関する調査研究等

(経理研究・試験担当部)

事業内容

- ・中小建設企業の会計処理の現状について、今後の企業経営に有効な施策に資する調査を実施するとともに、講習会等により企業の経営基盤強化に資する情報提供を行う。
- ・建設業経理士（経理事務士）資格取得者の建設業への入職・定着状況等を関係機関等と連携して調査することにより、関係機関等を通じて若年者の建設業経理士（経理事務士）資格取得者の入職・定着促進を図る。

【平成 29 年度事業報告】

■ 建設業税財務講習会 開催実績（表中の（ ）書きは前年度の数値）

全国 6 団体（対前年度比 ▲1 団体）で開催し、受講者数は 271 名（対前年度比 ▲13.1%）。

開催団体数（団体）	開催回数（回）	受講者数（人）
6（7）	6（7）	271（312）

①メニューを追加するとともに、すべてのコースを CPD 認定講習とした。

②都道府県建設業協会（6 団体）で実施した。

講習会のテーマ及び実施団体数

- ・建設業界で生き残るための「原価管理」能力向上の経営戦略とは（1 団体）
- ・管理会計システム構築の概要と構築事例について
- ・営業力強化について
- ・建設業の会計と税務（3 団体）
- ・建設企業における生産性向上の目的と手法（1 団体：平成 29 年度新テーマ）
- ・中小建設業における人材育成戦略とは（1 団体：平成 29 年度新テーマ）

■ 季刊誌「建設業の経理」の購入・配布

年間 11,200 部を購入し、関係機関（建設業団体等）へ配布したほか、登録建設業経理士講習会において配布・活用した。

■ 建設企業における建設業経理士・経理事務士に関する実態調査

建設業経理検定制度に関する懇談会の基礎資料とするため、1・2 級登録建設業経理士及び 3・4 級建設業経理事務士を対象に実態調査を実施した。

■ 徳島県内の商業高校及び商業科における資格取得に係る調査

徳島県建設業協会に委託し、徳島県内の商業高校及び商業科の生徒を対象に 2 級建設業経理士資格取得のための講習会を開催し、資格取得に向けたカリキュラムの作成、県内の建設業界への入職状況及び徳島県建設業協会会員企業の新規採用動向調査を行った。

【今後の取り組み等】

- 中小建設業の経営に資するカリキュラムを設け、建設産業団体と共催して税財務講習会を実施する。
- 平成 30 年度よりスキルアップセミナーのテーマを税財務講習会のメニューとして追加する。
- 従来は協会より経費を徴収していたが、今後は徴収しないこととし、講習会の実施回数増加に繋げる。

Ⅱ

建設産業の振興支援

(6) 調査研究、広報、情報提供等

【担当部：企画広報部及び各部】

⑩ 広報誌の発刊及び建設産業に係る情報提供

事業内容

- ・建設業経営に資する情報の提供を通じて中小建設企業の経営基盤強化を促進するとともに、本財団が実施する事業及び建設企業や建設産業団体等の活動についての広報・情報提供をウェブサイト等により行うことにより、建設産業を国民にとってより身近なものとし、国民と建設産業界を繋ぐ橋渡しの役割を果たす。
- ・広報誌「建設業しんこう」の発行（全10号、7・8月号と12・1月号は合併号）及び「しんこう Web」による情報提供を行う。
- ・ウェブサイト、ガイドブック等により若年者等を対象とした入職促進に資する情報発信を行う。

【平成 29 年度事業報告】

- 「建設業しんこう」を年10回（各9,400部）発刊するとともに、スマートフォン等に対応するよう改修した「しんこう Web」により、建設業に関する情報発信を行った。

号	特集テーマ
4月号	キャリアアップシステムの構築へ
5月号	CI-NET 建設業、電子化への展望
6月号	建設業×ダイバーシティ
7・8月号	建設産業政策 2017+10～若い人たちに明日の建設産業を語ろう～（対談）
9月号	建設労働者緊急育成支援事業の展開状況
10月号	建設業の技術者
11月号	災害から地域を守る～建設業だからできること～
12・1月号	建設企業が行う工業高校生採用活動の取り組みについて（その1）
2月号	建設企業が行う工業高校生採用活動の取り組みについて（その2）
3月号	建設キャリアアップシステムの登録申請がはじまります！

- 本財団の事業活動について、建設専門紙に積極的に記者発表を行った（53回）。
- ウェブサイト「現場へGO!」、「18歳のハローワーク」等、冊子「建設業ガイドブック」の内容の拡充を図り、若年者の入職促進と担い手の確保・育成に資する情報発信を行った。

【今後の取り組み等】

- 「建設業しんこう」について、紙面構成や記事内容に関し実施した読者アンケート等を参考に、建設業経営に資する内容の充実と併せ、担い手の確保・育成の観点から高校の教員や生徒などを対象として、建設業やインフラへの関心を高め理解を促進する記事についても充実を図る。

また、ウェブサイトやパンフレット等を活用した各事業等の広報・情報発信を積極的に行う。

Ⅱ	建設産業の振興支援
(6) 調査研究、広報、情報提供等	【担当部：企画広報部及び各部】
⑳ 連携団体職員合同研修	
事業内容	・建設産業団体の事務局職員の資質向上及び研鑽、相互理解の促進を図ることを目的に関連団体の事務局職員を対象とした合同研修会を開催する。

【平成 29 年度事業報告】

■「連携団体職員合同研修」を開催した。参加者は、真摯な姿勢で講義を受け、活発な意見交換を行った。研修は、終了後のアンケートにおいても参加者より高い評価を得た。

日 時：12月7日～8日の2日間

参加者数：建設業団体職員 35 名、本財団職員 10 名、合計 45 名。

研修内容：

第1日目 講義・ペアワーク

講義：口下手なのにトップセールス？～建設業界にもよく効く！一生使えるコミュニケーションの技術～
(講師：サイレントセールストレーナー 渡瀬 謙 氏)

第2日目 事業説明、講演、現場見学

事業説明：建設キャリアアップシステムについて (説明：(一財) 建設業振興基金)

講演：これからの建設業に期待したいこと (講師：薩摩建設株式会社 専務取締役 山本 一道 氏)

現場見学：虎ノ門トラストシティワールドゲート新築工事

【今後の取り組み等】

■平成30年度においても、参加者の知識・能力の向上及び各団体や本財団との相互理解を促進する魅力のあるカリキュラムを企画し開催する。

Ⅲ

施工技術等の向上

⑳ 建築／電気工事施工管理技術検定試験

【担当部：試験研修本部】

(試験管理・講習部／建築試験部／電気試験部)

事業内容

・国土交通大臣の指定試験機関として、建設業法第 27 条の 2 第 1 項の規定に基づき次の技術検定試験を実施する。

- (1) 建築施工管理技術検定試験 (1 級及び 2 級)
- (2) 電気工事施工管理技術検定試験 (1 級及び 2 級)

【平成 29 年度事業報告】

(1) 指定試験機関として適確に技術検定試験の実施運営を行った。

試験の日程等

	区 分	試 験 日	合 格 発 表
1 級	建築・電気工事施工管理 (学科試験)	6 月 11 日	7 月 21 日
	建築・電気工事施工管理 (実地試験)	10 月 15 日	2 月 2 日
2 級	建築施工管理 (学科試験)	6 月 11 日	7 月 14 日
	建築・電気工事施工管理 (学科試験)	11 月 12 日	1 月 26 日
	建築・電気工事施工管理 (学科・実地試験)		2 月 2 日

[試験地]

1 級建築・電気工事 (学科試験)、1 級建築・電気工事 (実地試験) 及び 2 級建築 (学科試験)

(10 地区) 札幌・仙台・東京・新潟・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・沖縄

2 級建築・電気工事 (学科・実地試験)

(13 地区) 札幌・青森・仙台・東京・新潟・金沢・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・鹿児島・沖縄

2 級建築・電気工事 (学科試験)

(8 地区) 帯広・盛岡・秋田・長野・出雲・倉敷・高知・長崎

実施状況 (表中の () 書きは前年度の数值)

	区分	受験予定者(名)	受験者(名)	合格者(名)	合格率(%)
建 築	1 級(学科試験)	29,805 (30,648)	24,755 (25,639)	9,824 (12,675)	39.7 (49.4)
	1 級(実地試験)	18,977 (21,588)	16,505 (19,045)	5,537 (8,687)	33.5 (45.6)
	2 級(学科のみ試験)前期	3,356 (-)	2,935 (-)	1,247 (-)	42.5 (-)
	2 級(学科試験)	28,015 (30,095)	22,394 (23,909)	8,577 (12,839)	38.3 (53.7)
	2 級(学科のみ試験)後期	8,544 (8,209)	7,868 (7,557)	3,148 (3,148)	40.0 (46.2)
	2 級(実地試験)	34,524 (35,300)	26,506 (26,816)	7,665 (10,437)	28.9 (38.9)

	区分	受験予定者(名)	受験者(名)	合格者(名)	合格率(%)
電 気 工 事	1 級(学科試験)	21,191 (21,037)	17,922 (17,774)	8,595 (8,178)	48.0 (46.0)
	1 級(実地試験)	11,149 (11,287)	10,493 (10,619)	6,556 (7,336)	62.5 (69.1)
	2 級(学科試験)	9,686 (9,840)	7,529 (7,560)	4,544 (4,287)	62.8 (58.7)
	2 級(学科のみ試験)	2,195 (1,683)	2,019 (1,537)	1,451 (1,052)	62.8 (58.7)
	2 級(実地試験)	11,423 (11,399)	8,577 (8,504)	3,423 (3,541)	39.9 (41.6)

(2) 近年の受検資格緩和策による受験申込実績は次のとおりであった。

① 2 級学科試験の受検資格が、試験実施年度に満 17 歳以上となったことによる申込者数。

【平成 28 年度より】

満 17 歳での申込者数 (対前年比 214%)

【全体 817 名 (2 級建築：535 名(前期：73 名後期：462 名)、2 級電気：282 名)】(昨年：382 名)

②専門学校卒業者の取扱【平成28年度より】

専門士及び高度専門士（短大卒及び大学卒と同等）の申込者数

専門士【全体170名（1級建築：5名、2級建築：125名、1級電気：20名、2級電気：20名）】
（昨年：174名）

高度専門士【全体9名（1級建築：1名、2級建築：6名、1級電気：0名、2級電気：2名）】
（昨年：4名）

③実務経験年数の算定基準日の変更【平成27年度より】

実務経験年数の算定基準日が申込締切日から学科試験日前日まで延長されたことによる申込者数

【全体1,211名（1級建築：288名、2級建築：677名、1級電気：97名、2級電気：149名）】
（昨年：1,168名）

④主任技術者の要件を満たした後、専任の監理技術者の配置が必要な工事に配置され、監理技術者の指導を受けた2年以上の実務経験を有する者は、受検資格として必要な実務経験年数を2年短縮できることによる申込者数【平成26年度より】

【全体104名（1級建築：96名、1級電気：8名）】（昨年：122名）

⑤専任の主任技術者を1年以上の実務経験を有する者は、受検資格として必要な実務経験年数を2年短縮できることによる申込者数【平成18年度より】

【全体20名（1級建築：14名、1級電気：6名）】（昨年：19名）

⑥試験地の拡大【平成27年度より6地区、平成28年度より更に2地区追加】

2級「学科のみ試験」の試験地拡大8地区の申込者数

【全体1,310名（2級建築：957名、2級電気：353名）】（昨年：1,212名）

(3) 受験者の拡大策等

①平成29年度は、建築施工管理技術検定試験の2級学科試験の年2回化を行った。

（2級電気工事施工管理技術検定（学科試験）の年2回化は、平成30年度から実施予定）

②職業能力開発促進法に規定される職業訓練等のうち、国土交通省が認定した訓練修了者は、受検資格の実務経験年数に職業訓練期間を算入可能となった。【平成30年度より】

(4) 受験者マイページ機能の利用促進（受験申込者に対する情報提供に寄与）

受験申込者に対し各種情報提供等を行うため、受験者マイページ機能拡充を図った。

【全体18,289名（1級建築：6,912名、2級建築：4,893名、1級電気：4,922名、2級電気：1,562名）】
（昨年：13,644名）

【機能】 a) 会場案内、 b) 合否確認、 c) 再受験者のネット申込案内、 d) 住所の変更、 e) 受験地の変更、

【今後の取り組み等】

- 平成30年度に予定される、2級建築・電気工事施工管理技術検定の学科試験年2回化、及び2級建築施工管理技術検定の学科試験の種別廃止について、適正かつ確実な実施運営を行う。
- 担い手の確保・育成に資する取り組みとして、国土交通省と連携し、1級学科試験の早期受験化、及び技士補（仮称）制度の導入等の受検資格緩和策について、協議等を行う。
- 「受験者マイページ」及び再受験者の「ネット受験申込」についての案内を、受検票やウェブサイト等で行い、受験申込者の利便性の向上を図る。

Ⅲ

施工技術等の向上

⑳ 監理技術者講習

【担当部：試験研修本部】
（試験管理・講習部）

事業内容

・建設工事の適切な施工を確保する上で重要な役割を担う監理技術者を対象に、最新の法律制度、施工管理及び建設技術に関する講習を実施し、施工技術の維持向上を図ることを目的に、国土交通大臣の登録講習実施機関として、建設業法第26条第4項に基づく、監理技術者講習を全国において実施する。

【平成29年度事業報告】

■ 監理技術者講習は、建設業法に基づく国土交通大臣登録講習実施機関として47都道府県267都市で開催しており、平成29年度は、対面講習・テレビ講習合わせて45,725名が受講した。

1. 申込状況（表中の（ ）書きは前年度の数値）

区分	申込者(名)	前年度繰越数(名)	合計(名)
対面講習	6,190 (5,997)	897 (1,080)	7,087 (7,077)
テレビ講習	40,794 (33,067)	5,624 (5,782)	46,418 (38,849)
計	46,984 (39,064)	6,521 (6,862)	53,505 (45,926)

2. 実施状況（表中の（ ）書きは前年度の数値）

区分	計画回数(回)	実施回数(回)	差異(回)
対面講習	73 (62)	70 (67)	▲3 (+5)
テレビ講習	1,196 (929)	1,236 (992)	+40 (+63)
計	1,269 (991)	1,306 (1,059)	+37 (+68)

区分	受講予定者(名)	受講者(名)	差異(名)
対面講習	7,960 (5,580)	6,209 (6,135)	▲1,751 (+555)
テレビ講習	33,040 (29,420)	39,516 (32,684)	+6,476 (+3,264)
計	41,000 (35,000)	45,725 (38,819)	+4,725 (+3,819)

3. その他

- (1) 受講者平成29年度計画値の41,000名に対して、45,725名の受講者を確保した。(5年前対比111.8%)
- (2) 集客が見込まれる大都市圏において、16,249名を確保した。(北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県の受講者5年前対比113.8%)

【今後の取り組み等】

■ 受講者データの分析

5年前地区別受講者データ等を分析し、効果的な講習会開催を実施する。

Ⅲ

施工技術等の向上

⑳ 建築施工管理能力の維持・向上支援
(建築施工管理 CPD 制度の構築・運用)

【担当部：試験研修本部】
(試験管理・講習部)

事業内容

・建築施工管理分野の技術者が自主的に能力を研鑽する継続教育（CPD：Continuing Professional Development）制度の運用を通じ、建設技術者の技術力の維持・向上を図る。

【平成 29 年度事業報告】

- 建設業協会会員企業への参加要請（山形・山梨・沖縄）及び地方公共団体に対する CPD 活用に向けた普及促進活動を実施した。（活動を実施した公共発注機関：岩手県・福島県・神奈川県・山梨県）
- 制度参加の周知用のパンフレットを見直し、制度の説明を中心とする内容から、利用者の活用形態（団体が実施する講習会の CPD プログラム化や建設企業が行う社員研修での活用等）に合わせた構成に変更を行った。
- 建築施工管理プログラム開発に係る検討
（一社）大阪建設業協会が会員企業向けに実施している講習会事業を支援するとともに、CPD 認定プログラムとして、他協会の講習会用のビデオを作成した。
【知っておきたい現場管理（仕上げ編）：1.5 時間（2 単位）、（設備編）：1.5 時間（2 単位）】
- 講師紹介による施工管理プログラムの企画支援、本財団による CPD プログラム化等によりプログラム増加を図った。
- 設備系 CPD 立ち上げ準備を完了した。
（平成 30 年 4 月 10 日 建築・設備施工管理 CPD 制度して運用開始）
- 社内機能 ID 登録企業数 190 社（平成 28 年度 142 社）→48 社増加

◇各年度の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
参加者数	2,047 名	3,273 名	4,249 名
社内機能 ID 取得社数	97 社	142 社	190 社
プロバイダー数	28 機関	64 機関	72 機関
年度内プログラム審査数	105 プログラム	314 プログラム	553 プログラム
本制度導入建設業協会等	島根県建築技術協会	岐阜・長崎・福岡	兵庫

- 参加者の目標累計 4,500 名に対し実績の参加者数は 4,249 名であった。

【今後の取り組み等】

- 建設業協会及び設備系関係団体に対し普及活動を実施し、平成 30 年度の利用拡大を図る。
併せて、設備系関係団体及び大手企業に対して積極的にニーズ調査や既存研修等の調査を実施し、設備系の CPD プログラムの増加を図る。
本制度が採用されていない発注者への普及活動及びニーズ調査を行い、採用実績を増加させる。

Ⅳ

建設産業政策への協力

**⑫ 建設産業生産性向上支援事業
(国土交通省受託事業)**

**【担当部：経営基盤整備支援センター】
(経営改善支援担当部)**

事業内容

- ・新事業展開、企業再編、担い手確保・育成、生産性向上等の課題を抱えている企業に対し、建設業に精通した専門家派遣による経営相談（相談支援）を実施する。
- ・各地域において経営改善・生産性向上等をテーマとしたセミナーを企画・開催する。
- ・相談支援を実施した建設企業の中から、モデル性の高い取り組みを行う企業を選定し、次の重点支援を実施する。
 - 建設業の持つノウハウを活かした地域の課題解決に資する事業に要する経費の一部支援（ステップアップ支援）

【平成 29 年度事業報告】

平成 29 年度実績)

①相談支援（専門家によるアドバイス支援）	437 件
②重点支援（ステップアップ支援） (最大 100 万円経費支援)	5 件
(支援対象事業例) ・大工、ボード工、軽量鉄骨工等の専門工を多能工に育成することによる工期短縮化 ・「i-construction」へ対応可能な人材を育成し生産性向上 など	
③経営改善・生産性向上等をテーマとしたセミナー	15 回

重点支援の選定事業については、他の建設企業等の取り組みのモデルとして取りまとめ、冊子・ウェブサイトで広く公開する。

【今後の取り組み等】

- 平成 30 年度「地域建設企業における多能工推進に係る課題解決に関する調査検討業務」を受託。

②⑥ 建設業における女性の入職・定着促進事業
(国土交通省受託事業)

【担当部：経営基盤整備支援センター】
(人材育成支援担当部)

事業内容

- ・建設業界における女性の継続的な受入体制の醸成のための支援や、女性の入職促進のための情報発信等を行う。
- ・建設産業女性活躍相談窓口の設置、建設産業女性活躍セミナーの開催、情報発信の強化を主な柱立てとし、事業を推進する。

【平成 29 年度事業報告】

(1) 課題解決に向けたコンサルティング業務の実施

地域の中小・中堅建設企業が、女性活躍推進に向けて取り組みを進めるうえでの課題解決を支援するため、本財団内に「建設産業女性活躍推進相談窓口」を開設し(8月26日)、コンサルティング業務に取り組んだ。具体的には、女性の入職・定着に係る相談や女性が働きやすい職場環境の整備に関わる相談など、様々な内容に対応するものとして、インターネット上に窓口を設置し、電話及び訪問によるコンサルティング業務を実施した。相談件数は28件であった。

(2) 「建設産業女性活躍セミナー」の開催

① 地域セミナーの開催

建設産業における女性の入職・定着の促進及び更なる活躍に向けた情報発信を行うべく、全国10地区ブロックにおいてセミナーを開催した。各回共通プログラムとして、第一部は自ら女性活躍推進の先頭に立って活躍している籠田淳子氏((有)ゼムケンサービス代表取締役)の基調講演(「建設業を女性の一生の仕事に〜男女共創の幕開き」)と、国土交通省による女性活躍推進施策を含む最近の建設産業政策の紹介、第二部は、パネルディスカッションとした。パネルディスカッションには、各地域ブロックで活躍する女性技術者・技能者、事務職、経営者のほか、女性の活躍推進に積極的に取り組む建設団体から推薦された女性技術者・技能者などがパネリストとして登壇した。パネリスト総数はのべ52名、参加人数は531名であった。

② 全国大会の開催

3月1日に東京で開催した全国大会は、全10回のセミナーの内容を総括することを目的とした意見交換や、パネリスト等へのアンケート調査から浮かび上がってきた女性活躍に当たっての課題や論点を整理し、「入職促進」、「定着・就労継続」、「スキルアップ・更なる活躍」、「情報発信」という4つの課題を切り口に、あらためて意見交換を行った。なお、女性活躍推進に取り組む各団体の取り組みを紹介した。参加人数は、関係者を含め239名であった。

(3) 女性の入職等に資する情報発信、女性ネットワークのフォローアップの仕組みづくり

① 情報発信

女性の入職及び定着に資する情報の発信については、本財団が運営するウェブサイト「建設現場へGO!」「ヨイケンセツドットコム」、「建設産業で働く女性がカッコイイ」、また広報紙「建設業しんこう」や建設産業団体等を通じ、セミナー開催の周知、セミナー参加者募集の告知をはじめ、全国10都市で開催した「建設産業女性活躍セミナー」の様子を取りまとめて紹介し、普及啓発に努めた。具体的には、女性活躍の分野で先進的な取り組みをされている経営者の体験談や、現場で働く女性技術者・技能者、事務職の皆様によるパネルディスカッションなど、女性の入職・定着、更なる活躍に向けたヒントを10カ所のセミナー会場ごとに公開した。映像コンテンツについては、東京で行った全国大会を撮影し内容を編集、取りまとめて、一般に公開。また、女性活躍推進に係る掲示用ポスターを制作し、関係機関・団体等への配付も行うと同時に、

業界内外への情報発信に努めた。なお、全国大会については YouTube を使った動画の配信を行った。

② 女性ネットワークのフォローアップ

地域や職種ごとに組織されている建設業団体や建設業で働く女性グループについて、各団体間の人的・組織的交流を促進するため、「建設産業女性活躍推進ネットワーク」の構築に取り組んだ。

【今後の取り組み等】

■ 平成 30 年度において「建設業における女性技術者・技能者の入職、定着の推進支援業務」を国土交通省より受託した。主に以下の取り組みを行うこととする。

- ① 職種を絞った経営者向けワークショップの開催
- ② 経営者・管理者の啓蒙を目的とした講習会の開催
- ③ 女性ネットワークのフォローアップ
- ④ 政策の分析 等

IV 建設産業政策への協力	
⑳ 中小・中堅建設企業等の建設リカレント教育等支援事業 (国土交通省受託事業)	【担当部：経営基盤整備支援センター】 (経営改善支援担当部)
事業内容	・中小・中堅建設企業等の建設リカレント教育等について、モデル性の高い取り組みについて経費の一部を支援

【平成 29 年度事業報告】

<p>■ 中小・中堅建設企業等の建設リカレント教育等について、モデル性の高い取り組み 7 件を選定し、経費の一部支援（1 件当たり上限 300 万円、総額 1,796 万円）を実施した。（平成 29 年度補正予算事業）</p> <p>■ 支援先：(一社) 群馬県建設業協会、(一社) 利根沼田テクノアカデミー、(一社) 日本機械土工協会、(株) KM ユナイテッド、岡山県土木施工管理技士会、(一社) 職人育成塾、(有) ゼムケンサービス</p>

IV

建設産業政策への協力

⑳ 若年技能者特別講習事業
(国土交通省受託事業)【担当部：経営基盤整備支援センター】
(人材育成支援担当部)

事業内容

- ・建設現場における若年技能者を対象に、その知識等の更なる向上を図ることにより、建設技能労働者全体のレベルアップを目的として、対面式ならびに e ラーニング方式による講習を実施する。
- ・講習のカリキュラムは、次のとおり。
 - ① 建設キャリアアップシステムの概要
 - ② 労働法の基礎、社会保険制度の概要
 - ③ 建設現場における安全管理
 - ④ 若年技能者のステップアップに必要な資格
- ・本講習の修了者に対しては、平成 30 年秋に運用開始の予定である「建設キャリアアップシステム」への登録申請を無料で受け付ける。

【平成 29 年度事業報告】

① 対面式講習

	地区	日程	会場	申込者	出席者
1	大阪	3月19日(月)	エルおおさか	57	47
2	名古屋	3月22日(木)	ウィルあいち	54	42
3	東京	3月27日(火)	虎ノ門4丁目MTビル2号館	58	48
合計				169	137

② e ラーニング方式

実施期間 3月1日～31日
 受講申請者 4,731名
 修了者 4,088名

【今後の取り組み等】

- 本事業は、国土交通省からの受託により時限的に実施したものであるが、引き続き建設技能労働者に対して、建設キャリアアップシステムの周知活動を展開していく。

4. 法人の状況に関する重要な事項

(1) 役員

平成 29 年 6 月 26 日開催の定時評議員会の決議をもって次期役員が選任された。役員の変更状況は以下のとおり。

退任

理事 小林 健二
監事 堀内 啓介

新任

理事 谷内 隆司
監事 武田 隆夫

また、平成 30 年 2 月 22 日書面開催の臨時評議員会の議決をもって新役員が下記のとおり選任された。

新任

理事 岩田 正吾

なお、平成 30 年 3 月 31 日現在における役員は後掲名簿のとおりである。

(2) 評議員

平成 29 年 6 月 26 日開催の定時評議員会の決議をもって次期評議員が選任された。評議員の変更状況は以下のとおり。

退任

評議員 小神 正志
評議員 松井 守夫

新任

評議員 小池 一郎
評議員 豊田 剛

なお、平成 30 年 3 月 31 日現在における評議員は後掲名簿のとおりである。

(3) 参与

平成 29 年度の参与の異動については、新任 3 名の委嘱がなされた。

なお、平成 30 年 3 月 31 日現在における参与は後掲名簿のとおりである。

(4) 会議

① 理事会

平成 29 年度中に、次のとおり 4 回の理事会を開催した。

[第 1 回通常理事会] 平成 29 年 6 月 12 日開催

(決議事項) 平成 28 年度事業報告書 (案) 及び財務諸表等 (案)

公益目的支出計画実施報告書 (案)

平成 29 年度定時評議員会の開催について

内部統制システムの整備に関する理事会決議の一部改正について

(報告事項) 平成 28 年度代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告

平成 28 年度資金運用報告

建設キャリアアップシステムの現況報告

[第1回臨時理事会] 平成29年12月15日開催

(決議事項) 平成29年度収支予算の変更(案)について

(報告事項) 平成29年度上期資金運用実績報告

平成29年度上期代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告

建設キャリアアップシステムの開発状況等について

[第2回臨時理事会] 平成30年2月7日書面開催

(決議事項) 平成29年度第1回臨時評議員会の開催について

[第2回通常理事会] 平成30年3月12日開催

(決議事項) 平成29年度収支予算の変更(案)について(平成30年3月変更)

平成30年度事業計画(案)及び収支予算(案)について

組織規程の改定(案)について

債務保証規程の改定(案)について

(報告事項) 建設キャリアアップシステムの普及促進等について

② 評議員会

[定時評議員会] 平成29年6月26日開催

(決議事項) 平成28年度財務諸表等(案)

役員の選任(案)

評議員の選任(案)

(報告事項) 平成28年度事業報告書について

平成28年度代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告について

平成28年度公益目的支出計画実施報告書について

平成28年度資金運用報告について

建設キャリアアップシステムの現況報告

[臨時評議員会] 平成30年2月22日書面開催

(決議事項) 役員(理事)の選任について

③ 参加会

[参加会] 平成30年3月16日開催

(報告) 平成30年度事業計画及び収支予算について

④ 役員評価委員会

[役員評価委員会] 平成29年6月1日開催

(議題) 新任監事候補者の評価

代表理事及び業務執行理事の業務執行評価

(5) 事務局職員数

平成30年3月31日現在の職員数は79名である。

5. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

(1) 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

理事及び職員が法令等を遵守し、本財団に対する社会的信用を維持するため「コンプライアンス規程」を定め、理事長を委員長とする「コンプライアンス委員会」においてコンプライアンスの徹底を図るとともに、コンプライアンスに関する研修を実施するなど、コンプライアンス意識の向上に取り組んでいる。更に、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する内部通報の適正な処理の仕組みについて「コンプライアンス・ホットライン規程」を定め、通報者の保護、不正行為等の早期発見と是正、法令を遵守する公正な経営の強化を図っている。

(2) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

理事の職務の執行に係る情報については、「文書管理規則」及びその他の規程、規則等の定めに従い、評議員会議事録、理事会議事録等の法定文書の他、稟議書等の重要な職務執行に係る文書(電磁的記録を含む。)を関係資料とともに、適切に保存し、理事及び監事による閲覧及び謄写が可能な状態にて管理している。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 組織全体のリスク管理体制を構築し、その有効性・適切性を維持するために「リスクマネジメント基本規程」を定め、業務上のリスクを予見し、適切に評価し、その回避、軽減その他必要な措置を事前に講ずることで事故の未然防止に努めている。また、早急かつ組織をあげた対応を要する緊急事態が発生した場合には、「危機管理規則」に従い、理事長をリスク統括責任者とする緊急事態対応体制を敷き、本財団の損失の最小化を図ることとしている。なお、平成 29 年度においては、監事が各部門から組織運営及び事業実施に係るリスクについてヒアリングを実施し、改善すべき事項及びその対応策等の取りまとめを行った。
- ② 中小・中堅建設業者等への資金供給を円滑に推進するために本財団が行う債務保証事業に関し、「債務保証規程」及びその関連諸規則を定め、公正かつ円滑な業務運営を実施している。また、平素の渉外活動を通しリスクの把握に努めるとともに、事故発生の際は、規程等に従い、債権保全に努めている。
- ③ 「資金運用規程」を定め、保有資金の健全かつ効率的な運用に努めている。理事長は、上期及び通期の資金運用の経過及び結果を理事会に報告している。また、格付を取得していない金融商品については、理事会において運用対象を決定している。

(4) 理事の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ① 「理事会規程」を定め、理事会における意思決定を適法かつ円滑に進める体制を確保するとともに、「理事の職務権限規程」に従い、理事の責任の明確化と効率的な職務執行を図っている。平成 29 年度においては、通常理事会を 2 回、臨時理事会を 2 回開催した。
- ② 組織の意思決定を迅速・円滑に行うため、「業務執行理事会」を設置し、「業務執行理事会規程」に従い、経営全般に関する決定事項、職務執行等に関する重要事項について協議している。平成 29 年度においては、業務執行理事会を 11 回開催した。

(5) 監事への報告体制及びその他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

下記の事項を中心に、理事会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために重要な会議への監事の出席、理事及び職員からの監事への報告を通じ、監事への適切な報告体制を構築している。

- ① 事業の状況、業務及び財産の状況
- ② 内部統制システムの構築状況及び運用状況
- ③ 内部通報制度の運営状況
- ④ その他監事が求める事項

監事が監査を実施するに際し、監査法人と意見交換・情報交換を行い、また必要に応じて、専門家（弁護士、会計士等）から監査に関する助言を受ける等の機会を確保している。

また、「内部統制システムの整備に関する理事会決議」（平成24年度第2回理事会（平成25年3月12日））の「5.監事への報告体制及びその他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制」に関して、平成29年度第1回理事会（平成29年6月12日）において、以下の3項目を追加し、適切に法人運営を行った。

- 監事が補助職員を置くことを求めた場合は、理事と協議の上、監事の職務を補助すべき職員を置く。当該補助職員の人事は、監事と理事との協議によって定め、監事より要請のある場合、補助職員は監事の指揮・監督のもと、専ら監事を補助する業務を行う。
- 監事に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し、不利益な取扱いを行わない。
- 監事は、職務遂行のため必要な費用を請求することができ、本財団は当該請求に基づき支払う。

6. 附属明細書について

事業報告の内容を補足する重要な事項がないため附属明細書は作成しない。

役員名簿

一般財団法人 建設業振興基金
平成30年3月31日現在

役職	氏名	備考
理事長 (常勤) (代表理事)	内田 俊一	一般財団法人 建設業振興基金
専務理事 (常勤) (代表理事)	伊澤 透	一般財団法人 建設業振興基金
理事 (常勤) (業務執行理事)	永井 仁一	一般財団法人 建設業振興基金
理事 (常勤) (業務執行理事)	西村 好文	一般財団法人 建設業振興基金
理事 (非常勤)	青柳 剛	全国建設業協同組合連合会 会長
理事 (非常勤)	安藤 英義	専修大学大学院 教授
理事 (非常勤)	岩田 正吾	一般社団法人 建設産業専門団体連合会 副会長
理事 (非常勤)	谷内 隆司	北海道建設業信用保証株式会社 常務取締役
理事 (非常勤)	本橋 健司	芝浦工業大学建築学部建築学科 教授
理事 (非常勤)	若山 勝行	一般社団法人 全国建設業協会 常務理事
監事 (常勤)	武田 隆夫	一般財団法人 建設業振興基金
監事 (非常勤)	若原 正彦	西日本建設業保証株式会社 常務取締役

評 議 員 名 簿

一般財団法人 建設業振興基金
平成 30 年 3 月 31 日現在

氏 名	備 考
有 賀 長 郎	一般社団法人 日本建設業連合会 事務総長
大 森 文 彦	弁護士 大森法律事務所 東洋大学法学部教授
小 池 一 郎	西日本建設業保証株式会社 取締役社長
近 藤 晴 貞	一般社団法人 全国建設業協会 会長
才 賀 清二郎	一般社団法人 建設産業専門団体連合会 会長
錢 高 一 善	株式会社錢高組 取締役会長
豊 田 剛	一般社団法人 全国中小建設業協会 会長
三 澤 眞	東日本建設業保証株式会社 取締役社長
望 月 正 芳	公認会計士 税理士

参 与 名 簿

一般財団法人 建設業振興基金
平成 30 年 3 月 31 日現在

氏名	備 考
岩 田 圭 剛	一般社団法人北海道建設業協会 会長
鹿 内 雄 二	一般社団法人青森県建設業協会 会長
木 下 紘	一般社団法人岩手県建設業協会 会長
千 葉 嘉 春	一般社団法人宮城県建設業協会 会長
村 岡 淑 郎	一般社団法人秋田県建設業協会 会長
澁 谷 忠 昌	一般社団法人山形県建設業協会 会長
小 野 利 廣	一般社団法人福島県建設業協会 会長
岡 部 英 男	一般社団法人茨城県建設業協会 会長
渡 邊 勇 雄	一般社団法人栃木県建設業協会 会長
青 柳 剛	一般社団法人群馬県建設業協会 会長
星 野 博 之	一般社団法人埼玉県建設業協会 会長
畔 蒜 毅	一般社団法人千葉県建設業協会 会長
飯 塚 恒 生	一般社団法人東京建設業協会 会長
小 俣 務	一般社団法人神奈川県建設業協会 会長
浅 野 正 一	一般社団法人山梨県建設業協会 会長
植 木 義 明	一般社団法人新潟県建設業協会 会長
藏 谷 伸 一	一般社団法人長野県建設業協会 会長
佐 竹 武	一般社団法人岐阜県建設業協会 会長
木 内 藤 男	一般社団法人静岡県建設業協会 会長
德 倉 正 晴	一般社団法人愛知県建設業協会 会長
山 下 晃	一般社団法人三重県建設業協会 会長
竹 内 茂	一般社団法人富山県建設業協会 会長
吉 光 武 志	一般社団法人石川県建設業協会 会長

坂 川 進	一般社団法人福井県建設業協会 会長
本 庄 浩 二	一般社団法人滋賀県建設業協会 会長
岡 野 益 巳	一般社団法人京都府建設業協会 会長
奥 村 太加典	一般社団法人大阪建設業協会 会長
川 嶋 実	一般社団法人兵庫県建設業協会 会長
山 上 雄 平	一般社団法人奈良県建設業協会 会長
中 井 賢 次	一般社団法人和歌山県建設業協会 会長
下 本 八一郎	一般社団法人鳥取県建設業協会 会長
中 筋 豊 通	一般社団法人島根県建設業協会 会長
村 社 勝	一般社団法人岡山県建設業協会 会長
檜 山 典 英	一般社団法人広島県建設工業協会 会長
井 森 浩 視	一般社団法人山口県建設業協会 会長
森 田 紘 一	一般社団法人香川県建設業協会 会長
川 原 哲 博	一般社団法人徳島県建設業協会 会長
米 谷 方 利	一般社団法人愛媛県建設業協会 会長
吉 村 文 次	一般社団法人高知県建設業協会 会長
岩 崎 成 敏	一般社団法人福岡県建設業協会 会長
松 尾 哲 吾	一般社団法人佐賀県建設業協会 会長
谷 村 隆 三	一般社団法人長崎県建設業協会 会長
橋 口 光 徳	一般社団法人熊本県建設業協会 会長
安 部 正 一	一般社団法人大分県建設業協会 会長
山 崎 司	一般社団法人宮崎県建設業協会 会長
川 畑 俊 彦	一般社団法人鹿児島県建設業協会 会長
下 地 米 蔵	一般社団法人沖縄県建設業協会 会長
豊 田 剛	一般社団法人全国中小建設業協会 会長
河 崎 茂	一般社団法人全国中小建設業協会 常任理事